

対象問題集：『項目別問題集』

令和5年7月1日改正法施行のため、下記内容の変更を願います。

● 項目2

▶ 「問13」を以下のように変更します。

たいめん しんごう あかいろ とうか どうじ あおいろ やじるししんごう ひだり で じどうしゃ
対面する信号が赤色の灯火であっても同時に青色の矢印信号が左へ出たときは、自動車
や一般原動機付自転車は矢印の方向へ進むことができるが、特定小型原動機付自転車や
けいしゃりょう すず
軽車両は進むことができない。

▶ 「問14」を以下のように変更します。

たいめん しんごう あかいろ とうか どうじ あおいろ やじるししんごう ひだり で じどうしゃ
対面する信号が赤色の灯火であっても同時に青色の矢印信号が左へ出たときは、自動車
や一般原動機付自転車、特定小型原動機付自転車や軽車両は矢印の方向へ進むことが
きる。

▶ 「問45」を以下のように変更します。

ぜんぽう しんごう あかいろ きいろ とうか どうろ ひだりはし みぎ ひょう
前方の信号が赤色や黄色の灯火であっても、道路の左端などに右のような標
示板があるときは、自動車、一般原動機付自転車、特定小型原動機付自転車
や軽車両はまわりの交通に注意しながら左折することができる。

▶ 「問46」を以下のように変更します。

ぜんぽう しんごう あかいろ きいろ とうか どうろ ひだりはし みぎ ひょう
前方の信号が赤色や黄色の灯火であっても、道路の左端などに右のような標
示板があるときは、自動車と一般原動機付自転車は左折することができるが、
特定小型原動機付自転車や軽車両は左折できない。

● P.10

▶ **覚えておこう、この項目の重要点** 「① 信号機の信号の意味」の1行目及び5行目を
以下のように変更します。

あおいろ とうか くるま とくていげんつき けいしゃりょう にだんかいうせつ いっぱんげんつき のぞ ちやくしん させつ
青色の灯火……………車（特定原付、軽車両や二段階右折の一般原付を除く。）は直進、左折、
右折できる。

（中略）

（※ 右向きの矢印は、二段階右折の一般原付と特定原付、軽車両は進行できない。）

● 項目3

▶ 「問11」を以下のように変更します。

みぎ ひょうしき どうろ ほこうしゃ えんかくそうさ がたこ がたしゃ くるま ろめんでんしゃ
右の標識のある道路では、歩行者と遠隔操作型小型車、車、路面電車などの
すべての交通を禁止している。

▶ 「問12」を以下のように変更します。

みぎ ひょうしき どうろ くるま ろめんでんしゃ つうこう ほこうしゃ えんかくそう
右の標識のある道路では、車や路面電車は通行できないが、歩行者と遠隔操
作型小型車は通行することができる。

▶ 「問13」を以下のように変更します。

みぎ ひょうしき くるま つうこう ほこうしゃ えんかくそうさ がたこ がたしゃ つうこう
右の標識は、車は通行できないが、歩行者と遠隔操作型小型車は通行できる
ことを表している。

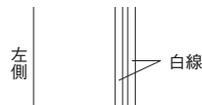
▶ 「問14」を以下のように変更します。

みぎ ひょうしき 右の標識は、すべての交通に対して通行できないことを表している。

● 項目4

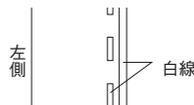
▶ 「問21」を以下のように変更します。

みぎ ろぞくたい けいしゃりょう つうこう
右のような路側帯は、軽車両は通行してはいけない。



▶ 「問22」を以下のように変更します。

みぎ ろぞくたい けいしゃりょう つうこう
右のような路側帯は、軽車両は通行してもよい。



● P.18

▶ 難問解説 「問21・22」を以下のように変更します。

ほん しろ じっせん ろぞくたい ほこうしゃやろぞくたい けいしゃりょう つうこう
2本の白の実線の路側帯は歩行者用路側帯なので、軽車両は通行できない。

● 項目8

▶ 「問 3」を以下のように変更します。

とくてい こ がたげんどう きつき じてんしゃ じてんしゃ とお けいおんき な ちゅうい うなが とお
特定小型原動機付自転車や自転車のそばを通るときは、警音器を鳴らし注意を促して通
るのがよい。

▶ 「問 4」を以下のように変更します。

とくてい こ がたげんどう きつき じてんしゃ じてんしゃ とお ほこうしゃ とお おな
特定小型原動機付自転車や自転車のそばを通るときは、歩行者のそばを通るときと同じ
ように通るのがよい。

● P.33

▶ **参考** 「問 3」を以下のように変更します。

しんたいしょう しゃよう くるま つうこう ひと もうどうけん つ ある ひと じょこう
身体障がい者用の車で通行している人や盲導犬を連れて歩いている人がいるときは、徐行や
一時停止をして、その通行を妨げないようにしなければならない。……………

● P.78

▶ **覚えておこう、この項目の重要点** 「4 強制保険への加入」の1行目を以下のように変更します。

じどうしゃ げんどうきつきじてんしゃ じどうしゃそんがいはいしょうせきにんほけん せきにんきょうさい かにゆう うんてん
自動車も原動機付自転車も自動車損害賠償責任保険が責任共済に加入しないと運転できない。

● P.91

▶ **難問解説** 「問30」を以下のように変更します。

とくていげんつき けいしやりょう うせつ いっ
特定原付や軽車両は右折できないし、一
ばんげんつき にだんかいうせつ こうさてん いっばんげん
般原付の二段階右折の交差点では一般原
つき うせつ
付も右折できない。

- 次の問題文や解説内の「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に、「原付」を「一般原付」に差し替えます。

第 1 段階	項目 1：問 57 / 58
	項目 2：問 3 / 4 / 13 / 14 / 15 / 16 / 45 / 46
	項目 3：問 19 / 20 / 26
	項目 4：問 25 / 26
	項目 6：問 9 / 10 / 11 / 12 / 13 / 14 / 39 / 40
	項目 7：問 15 / 16
	項目 8：問 33 / 34
	項目11：問 3 / 4 / 7 / 8 / 9 / 10
	項目13：問 7 / 8 / 13 / 14 / 17 / 18
第 2 段階	項目12：問 19 / 20 / 21 / 22 / 25 / 26 / 31 / 32
	項目17：問 3 / 4
仮免学科試験問題解答：問 30	
本免学科試験問題：問 25 / 41 / 47 / 49 / 72 / 73	
P.6 / 10 / 25 / 29 / 40 / 43 / 74 / 85 → ページ内の対象全て ※ただし、「原付免許」はそのまま。「一般原付免許」にはしません。	

- 以下の箇所については従来通り「原動機付自転車」又は「原付」の記載のままとします。

第 1 段階	項目 1：問 3 / 4
	項目 5：問 13 / 14
第 2 段階	項目15：問 17 / 18
	P.78 (2ヶ所)
本免学科試験問題：問 4 / 52	